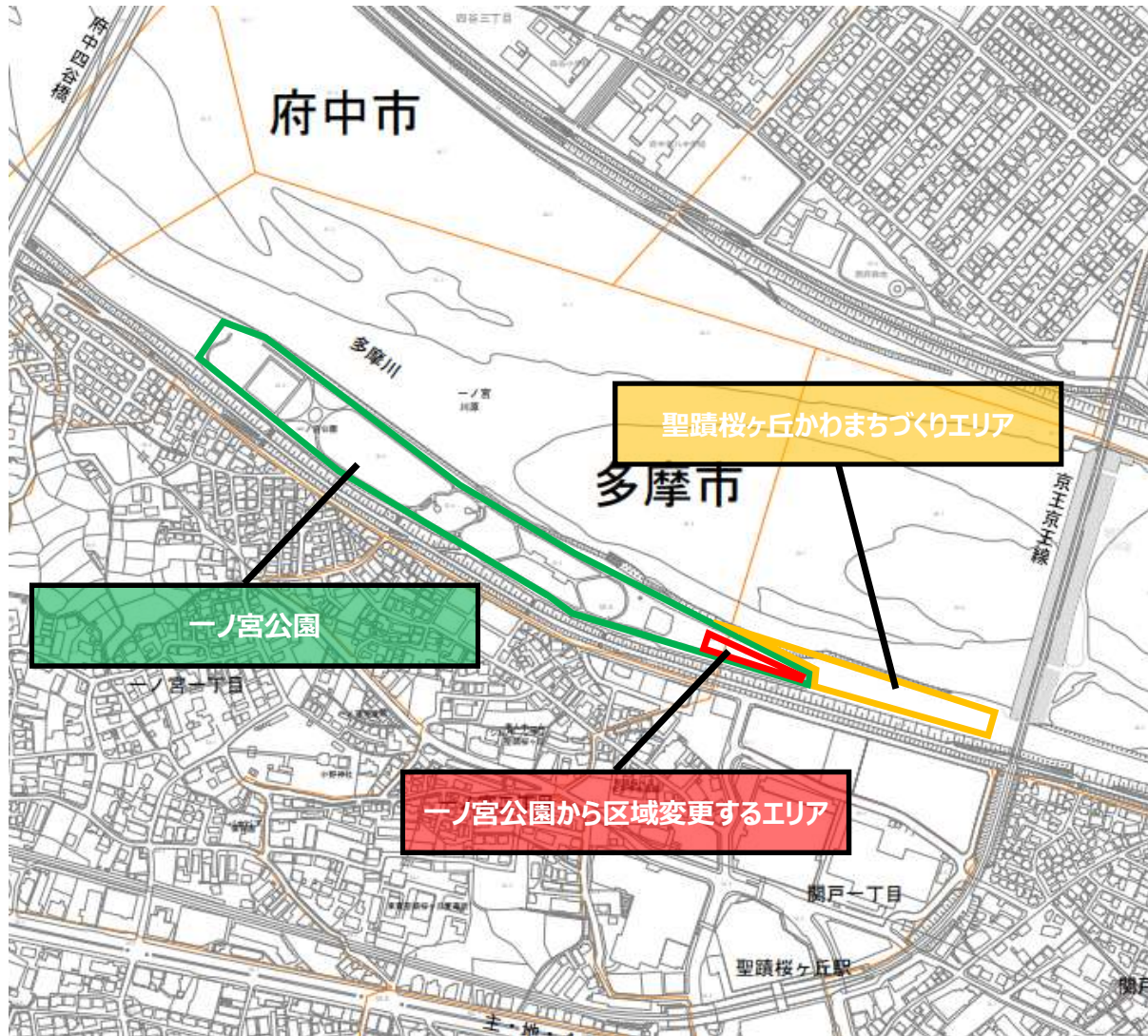


令和6年2月9日
みどりと環境審議会
資料5
環境部公園緑地課作成

「一ノ宮公園」の一部区域変更について

令和5年2月9日 公園緑地課

○案内図及び公園概要



一ノ宮公園
全体面積 : 25,777.79 m²
区域変更面積 : 1,094.46 m²

土地所有者 : 国
占 用 者 : 多摩市 (公園緑地課)



○聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりの概要

「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」(東京都多摩市)

対象河川：1級河川 多摩川水系多摩川 【国管理河川】 **位置図**

市町村名：東京都多摩市

推進主体：多摩市

1. 概要

多摩市では、多摩丘陵の樹林地や多摩川など豊かな自然を有しており、水とみどりの空間を守り育てることで、自然的空間と都市空間が調和した、環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。

この取組を充実させるため、本計画では、河川空間にアクセスしやすいスロープや階段、多目的広場の整備を実施し、近隣住民や来街者双方にとって居心地の良い水辺づくりを図ります。また、本計画はウォーカーブル推進都市としての多摩市の取組を大きく盛り込むものです。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則22条に基づき、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：散策路(河川管理用通路)・坂路・階段等 多摩市：多目的広場、堤防天端整備等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 多摩市：水辺空間利用の実証実験等

※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実前内容を変更する場合があります。

聖蹟桜ヶ丘駅北側の多摩川沿いのエリアを、民間施行による土地区画整理事業とマンション・商業施設の建設にあわせ、令和2年3月13日に**国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に計画登録された**。地域で連携し、居心地の良い水辺空間づくりを進めている。

計画登録後、地域の方々と河川敷の有効活用について意見交換や先進事例（二子玉川エリアマネジメント）の視察、現地での青空ワークショップなど実施。

令和4年8月29日に自治会や団体、事業者等を会員とする、**「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会」**が発足。

○一部区域変更が必要な理由について

- ① 新設芝生広場について、かわまちづくりの趣旨を踏まえ、従来の公有地活用の枠を超えた**民間活用**を目指すため、行為使用・収益事業等が幅広く行うことができるように「公園」ではなく「**広場**」と位置づけている。また、10月14日のかわまちびらきイベント以降、「一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント」が市と協定を締結し、広場の運営管理を開始しており、多くの個人・団体にご利用いただいている。
- ② 一ノ宮公園の一部を区域変更して「**広場**」に転用し、**かわまちづくりの区域と一体で使用する**ことで、従来の公有地活用の枠を超えた**民間活用**を目指す。
 ※区域変更する場所は赤の区域であり、土地(河川敷)の所有権は国有地となっているため、市の財産ではなく現在は占有による公園区域として指定。



公園と広場の違い	収益事業 (要申請)		非営利事業 (要申請)	
	物品・食品販売	BBQ	焚火・花火	地域のイベント・お祭り
公園	×	×	×	×
広場	○	△	○※直火は×	○

該当エリアの管理者	(8月時点)	10月以降		3月以降	
		占有主体 (ソフト)	面管理 (ハード)	占有主体 (ソフト)	面管理 (ハード)
編入エリア	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課	行政管理課	公園緑地課
新設芝生広場	公園緑地課	行政管理課	公園緑地課		公園緑地課

○一部区域変更の周知及び意見の聞取り

5

- ・ 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会で地域の自治会・団体・商店会・事業者等には事前周知済。
- ・ 学識経験を有する者から意見を聞く一環として、みどりの保全の観点から、「みどりと環境審議会」へ報告。

○個人利用の取り扱いについて

- ・ 広場は、公園と同様に自由利用が原則となる。
(行為使用・収益事業は事前申請が必須であり、エリア内で誰もが自由に行為使用や収益行為を行って良いことにはならない。)

○今後のスケジュール

- ・ 2月 公園区域の変更
- ・ 3月 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりの「広場」として活用